

新居浜工業高等専門学校実習工場利用細則

令和8年9月30日細則第1号

(目的)

第1条 この細則は、新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）エンジニアリングデザイン教育センター規程第2条第4号の規定に基づき、本校ものづくり工房及びあかがね工房並びにアイデア通り工房（以下「実習工場」という。）の管理・運営に関し、必要な事項を定める。

(利用資格)

第2条 実習工場の施設及び設備を利用することができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本校に在籍する学生
- (2) 教職員（常勤及び非常勤を含む）
- (3) その他エンジニアリングデザイン教育センター長（以下「センター長」という。）の承諾を受けた者

(利用等の手続)

第3条 授業又は実験実習若しくは学内イベント等での利用を除き、実習工場の施設及び設備を利用しようとする者は、別紙様式により申請を行い、センター長の許可を得た場合に限り利用することができる。

(利用時間)

第4条 実習工場の施設及び設備の利用時間は、原則として平日の8時30分から17時00分までとする。

- 2 前項以外の時間に実習工場の施設及び設備の利用を希望する者は、あらかじめ担当する技術室職員と相談の上、前条の申請を行うものとする。

(安全と管理)

第5条 実習工場の施設及び設備の利用者は、担当する技術室職員の指示に従い、作業の安全に十分配慮しなければならない。

- 2 実習工場の施設及び設備の利用者は、担当する技術室職員の指示に従い、機械・工具等の管理に協力しなければならない。

(利用の取消)

第6条 センター長は、次の各号の一に該当する場合は、利用の承諾を取り消すことができる。

- (1) この細則の定めに違反した場合
- (2) 担当する技術室職員の指示に従わない場合
- (3) 実習工場の運営に支障が生じた場合又は生じるおそれがあるとセンター長が認めた場合

(その他)

第7条 この細則に定めるもののほか、あかがね工房プロジェクトエリアの利用については別に定める。

附 則

この細則は、令和 8 年 9 月 30 日から施行する。

(別紙様式)

年 月 日

実習工場利用申請書

エンジニアリングデザイン教育センター長 殿

申請者

学年 : 第 学年

学科 : 学科(専攻)

氏名 :

下記のとおり実習工場の施設及び設備を利用させていただきたく、ご許可くださいますようお願いいたします。

記

1. 利用日程(期間) : 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

2. 利用時間帯 : 時 分 ~ 時 分

※各日程により利用時間帯が異なる場合はスケジュール表等を添付すること。

3. 利用目的 :

4. 利用設備 :

5. 指導教員 : 学科(科)
氏名

***** 結 果 通 知 書 *****

上記の申請については、許可 といいたしますので通知します。
不許可

年 月 日

エンジニアリングデザイン教育センター

センター長

印